

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正（案）の 概要

1 改正理由

県では、青森県行財政改革行動計画における取組として、デジタル技術の活用により県民の利便性の向上を図るため、アナログ規制の点検・見直しを進めることとしているが、本見直しの一環として、青森県特定非営利活動促進法施行細則について一部を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 特定非営利活動法人が財産目録や事業報告書等を電磁的記録により備置きする場合の方法について、電子計算機に備えられたファイル又は特定の記録媒体（磁気ディスク）等を使用する方法が規定されているが、磁気以外の方法で記録する媒体（USB メモリ等）やクラウドサービスの利用等も可能であることを明確にするため、特定の記録媒体を指定しない用語（「電磁的記録媒体」）に改める。
- (2) 特定非営利活動法人が財産目録や事業報告書等を電磁的記録により作成する場合の方法について、電子計算機に備えられたファイル又は特定の記録媒体（磁気ディスク）等を使用する方法が規定されているが、磁気以外の方法で記録する媒体（USB メモリ等）やクラウドサービスの利用等も可能であることを明確にするため、特定の記録媒体を指定しない用語（「電磁的記録媒体」）に改める。

3 新旧対照条文（案）

別添のとおり。

4 施行期日

公布の日から施行する。